

近世京都惣検校職屋敷の構造

梅田千尋

論文要旨

近世当道座の研究は、加藤康昭の『日本盲人社会史研究』（一九七四年）以降、大きな進展がみられず、以後発表された「久我家文書」「奥村家文書」などの史料に基づく知見が十分に活かされているとは言い難い。そこで、本稿ではこれらの史料に基づいて当道座の中心的施設であった当道職屋敷の空間構造及び運営形態について考察した。まず、座頭の座次や官金の管理を行った事務的機関である「職屋敷」と、位牌所として宗教的紐帯の中心となった「清聚庵」との空間的関係を裁許絵図を用いて明らかにした。また、それぞれの施設の運営形態についても分析した。その結果、とくに近世後期において「清聚庵」は宗教的性格を後退させ、座頭組織の頂点に立つ職十老の管理下に移ったことを指摘した。また、幕末維新期の成員を網羅的に検証することで、職屋敷の運営主体は座頭だけではなく、その子弟・家族を中心とした重層的構造をなしていたことを明らかにした。

はじめに

近世の当道座・盲人組織をめぐる研究は、加藤康昭氏が一九七四年に著した『日本盲人社会史研究』¹⁾（以下「盲人社会史」と略す）をもって、ほぼ完成された感がある。加藤氏は、近世の当道組織の基本構造を明らかにした中山太郎氏の研究²⁾を受けて、さらに各時期の幕府法令史料を読み込むことで、政治史的観点をふまえて当道組織の時期的変遷を明らかにした。とりわけ、近世前期の座頭への手厚い配当を認める方針が、やがて廻在の取締まりへと変化する過程や、座頭官金貸付に対する優遇から統制へといった政策変化の軌跡を明らかにした成果は大きい。当道座

独自の難解な用語・構造は、この書によって読解可能になったのである。また、加藤氏が当道座独自の動きとして説明した寛文期における久我家の本所権確立や寛政期の人別取締まり強化といった推移は、その後研究が進んだ陰陽道組織や神道組織とも通底する興味深い動きである。

以降、盲人組織に関する研究は多様化し、とりわけ地域での存在形態の解明は進んだ。例えば九州を中心とする盲僧や、近世初期に奈良で活動した地神経座頭（盲僧）及びその後の大和地域における座頭の存在形態などについても、得られた知見は多い。瞽女については、さらに網羅的にで重厚な研究成果が発表された。

しかし、「盲人社会史」の主題であった当道座そのものについて改めてふれた論考は、数少ない。確かに「盲人社会史」は当道座の全体構造を視野に入れ、多くの史料を渉猟した完成度の高い著書ではある。が、当道座の展開をめぐる叙述に関しては、主な使用史料が幕府側の法令や記録類・検校名簿や編纂資料であったことを指摘せざるを得ない。そしてその史料の多くは江戸とその周辺の座頭に関するものである。幕府膝下にあった江戸及び関八州の動向がどこまで一般化できるのか検討を要する。近世の大半の時期を通して当道座組織の中心が京都の検校屋敷であったことを考慮に入れつつ、改めて組織の全体像を考え直すことは、必要な作業であろう。

その際、「盲人社会史」の段階では未整理・未公開の状態で十分に活用されることになかった久我家文書及び奥村家文書の存在が、京都当道座屋敷研究の重要な情報源となる。中世以来当道座の本所であり、明治期までの当道座に関する史料を残した公家の久我家には、当道座と他集団との関係に関わる史料が残り、幕末維新期の検校であった奥村充懐一検校の子孫に伝わった奥村家文書には、芸統の存続や手段運営に関する史料が残る。こうした史料による研究の端緒として、本稿ではまず、京都職屋敷の組織像と役割、とくに職屋敷との構造とその成員に関する基本的事実について若干の整理を行いたい。

1 職屋敷・清聚庵の設立過程

京都の高倉仏光寺上ル付近に当道座職屋敷が存在し、全国から盲人が集ったことは、近世の地誌にも載る。宝暦二年（一七六二）の「京町鑑」「上柳町」の項には、「此町北側に座頭御職屋敷有」と記されている。また、同書の「竹屋町」（高倉通綾小路）の項に「清寿庵検校堂所」として、「此町西がは清寿庵といふ座頭御職の家有、六月一九日積塔俗に座頭の涼といふといふ事あり」との記述がある。現在もその跡地である洛央

小学校には、昭和二三年（一九四八）一〇月付の京都府立盲学校同窓会・京都当道音楽会建立による「盲人総取締所 当道職屋敷址」の碑が建てられており、史跡としての職屋敷・清聚庵は比較的著名な存在といえる。

にもかかわらず、職屋敷・清聚庵両者の正確な位置関係や設立過程に関するまとまった論考はみられない。そこでまず、両施設の確立過程について経緯をまとめ、職屋敷設立と近世当道座との関係を明らかにしておきたい。

京都には、中世以来、盲人芸能者の活躍が見られた。八坂の塔周辺は、名前に「城」の字をもつ城玄ら八坂方座頭が拠った。また、十二世紀には平安京東市跡を拠点とした「さめうし（佐女牛）の盲目共」という集団が登場して、「一（市）」を名乗る一方派を形成したとされる。この一派から明石覚一が出て平曲を大成し、公家・武家に出入りして重用された。覚一以降、当道座は惣検校を頂点とする複雑な職制を備え、諸国へ勢力を拡大した。こうした集団の成長は、平曲座頭が足利將軍家の庇護を受けたことで可能となったものである。兵藤裕己氏は、永徳三年（一三八三）正月の除目で、源氏の氏長者が村上源氏の中院流から清和源氏足利流へ移り、久我具通が氏長者・両院別当職を足利義満に奪われたことを契機として、平家座頭と中院流との関係を示す史料が姿を消し、かわって当道に対する將軍家の関与が強まったという動きを指摘する。そして、同氏は中院流（久我家）が本所となった時期の始点を一三世紀半ば以降と推定する。

その後、一六世紀には、いわゆる座中天文事件（一五一九〜三七）が発生し、久我家との関係が深い新座と当道本座との対立が見られた。この争論では、後奈良天皇の諭旨によって、久我家の本所としての立場が認められた。室町幕府衰退とともに久我家が再び関与を強めたものと考えられる。

戦国期以前に、座頭等の拠点がどのような形態をなしていたのかは、不明である。おぼろげながらその手がかりを与えるのが、当道座宛に発給された禁制である。奥村家文書に伝来する六通の禁制の年次と発給元・宛先は次のようになっている。

- ① 三好義興禁制案 永禄四年（一五六一）一〇月 当道座中
- ② 六角氏奉行人連署奉書 永禄四年（一五六一）七月一日 在京検校中
- ③ 織田信長朱印状 永禄一年（一五六八）九月 四条かんこく（函谷）惣けんぎやう（検校）町
- ④ 朝倉義景禁制 元亀元年（一五七〇）一一月 惣検校并諸検校中
- ⑤ 浅井長政禁制案 元亀元年（一五七〇）一一月 惣検校并諸検校
- ⑥ 豊臣秀吉禁制案 天正一三年（一五八五）三月 惣検校中清聚庵并職事

奥村家文書に残るこれら六通の禁制は、戦国期に惣検校が独自の組織を備え、清聚庵などの施設を構えていたことの証左とされる。注目すべきは、永禄一一年九月織田信長朱印状の「四条かんこく（函谷）惣けんぎやう（検校）町」という宛先であろう。これが四条通烏丸西北の函谷鉾町を指し、惣検校「町」という語が実態を反映したものとすれば、この段階で四条烏丸付近に惣検校ら座頭の集住地が存在したと考えられる。

近世にはいと、地図史料によってその変遷をたどることが出来る。近世前期の検校屋敷に関する地図上の記載を抜き出したのが、図1-1-1-3である。寛永一四年（一六三七）段階の図1-1-1には、四条烏丸より東南の上柳町に「天野検校」の屋敷が存在する。なお、これ以前の時期には、検校屋敷・惣検校屋敷・清聚庵に関する記載をもつ地図は確認されていない。この「天野検校」屋敷跡は、図1-1-3の段階では、「検校定職屋敷」となっており、検校個人の屋敷ではなく、「職屋敷」という機関になっている。なお、図1-1-2では、地図の性格上、武家屋敷・寺社以外の主要施設は省かれており、検校屋敷の有無は確認できないが、参考の為掲載した。

こうした経緯をより明確にし、職屋敷の姿を詳らかに伝えるのが、図2の「惣検校屋敷図」¹²である。それによれば、「五条坊門通上柳町北側町裏御敷地坪合四百七拾式坪六歩」は寛文一〇年（一六七〇）一月二十七日に中井家の棟梁福井作左衛門・今村吉右衛門らの改めを受けて「惣検校屋敷二相渡」されている。こうして、当道座への拝領地となり、恒常的な施設として公認されたのである。敷地東北隅の鎮守社部分と、五条通（上柳町）・烏丸通（式帖半町）に抜ける通道が突出した町裏の変形地であった。通道は、寛文一〇年の段階で拝領した会所に入出口が無かった為、「仏光寺通表門間口三間半一小間奥入町並・烏丸通裏門間口一間半一小間奥入町並」を買入れて敷地に組み込まれている。図によれば、この道筋分は、元禄五年（一六九二）一月二三日に町役免除を受けている。

さて、図1-1-3には、職屋敷から東に一街区隔てた上柳町に「清聚庵検校会所」という箇所も描かれている。座頭集団の主要宗教行事である積塔会は、室町期には、三条河原で行われたと伝えられているが、近世には清聚庵で行われることになっていった。清聚庵の地図上の初出は図1-1-3で、以降幕末まで同所にあることが確認できる。清聚庵について、検校職屋敷とは異なり、設立の経緯に関する直接的な絵図史料は得られていないが、後年の記録には「寛永年中、時之職奥田惣検校居屋敷二仕、罷在候処、右奥田不埒御座候故、寛永十一年戊午座中奉願不座被仰付候二付、其節奉願拝領仕候、併出入口之処、町役勤来候処、是又御免被成下候様、宝永三戌年江戸表江三嶋惣検校奉願候処、願之通諸役御免被成下候旨、当地二而中根撰津守殿被 仰渡候」と説明されている。¹³つまり、寛永年中の職検校奥田検校の居宅であった地が、奥田検校が「不埒」で座を離脱した寛永一一年に闕所として処分され、改めて座中が拝領した。その後、宝永三年（一七〇六）に町役の免除を受けたという。

地図はいずれも『慶長昭和京都地図集成』（1994年 柏書房）所収の地図より作成

図1-1 寛永14年（1637）洛中絵図

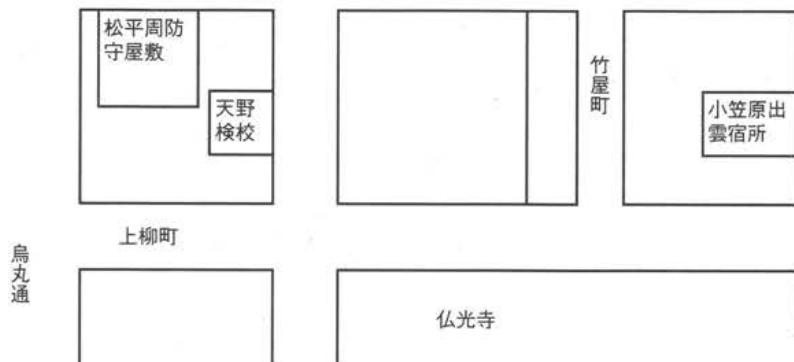


図1-2 貞享3年（1686）京大絵図



図1-3 元禄14年（1701）実測大絵図

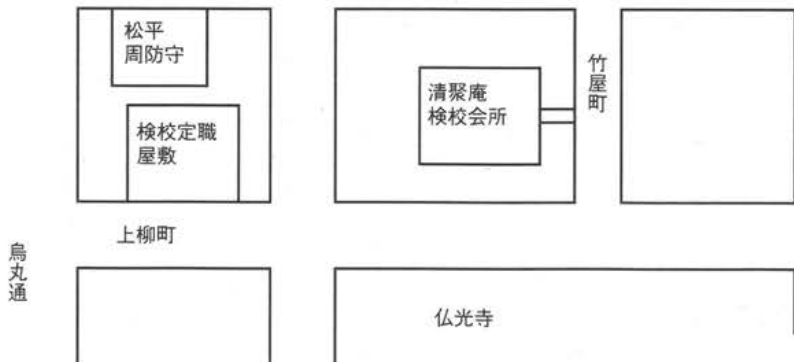
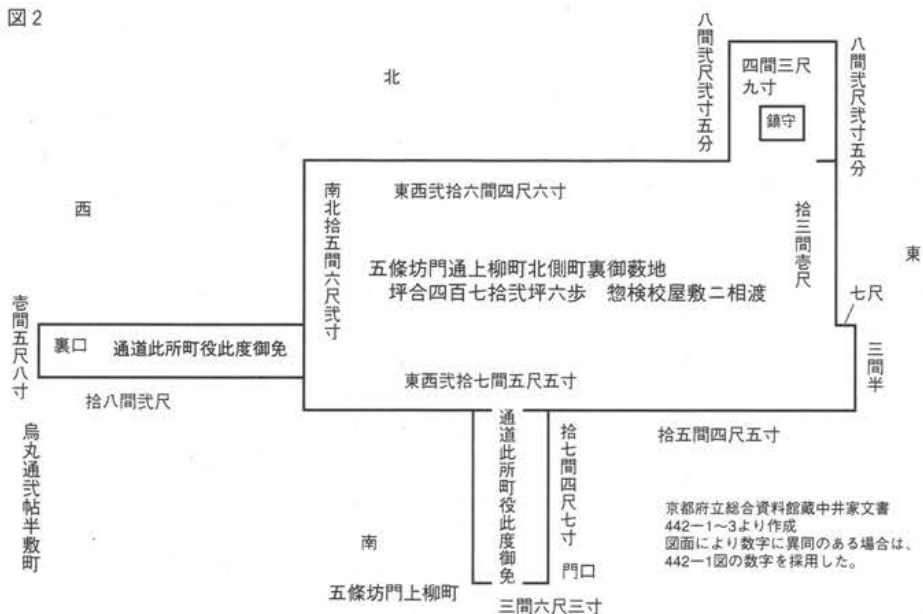


図 2



檢校個人の屋敷地が座の所有地となり、町役の免除を受けたという経緯は、先に述べた職屋敷と同じ経過である^⑤。そして、奥田檢校の屋敷もまたこの近辺にあったことは、永禄年中の禁制で見られた「惣檢校町」の性格が周辺に残っていたことを意味するのではないだろうか。

ここで、職屋敷が果たした役割について確認しておきたい。職屋敷とは、近世当道座の頂点に立つ惣檢校をはじめ、十老と呼ばれる当道座の要職が執務を行う場であった。その内部については、既に「盲人社会史」で次のような知見が得られている^⑥。職屋敷は、惣檢校（一老、職檢校とも）を頂点とする十老から構成され、座内の問題に関する評議（公事）は職十老の合議制で行われた。全国の盲人は官金支払いによって座頭・勾当・別当・檢校と昇進し、最高位が檢校である。檢校は任官の年月日刻限にしたがって座次（座順）が定められ、古参の者から順に十名が十老となる。十老入りをした檢校は、上京し、職屋敷で職務にあたる。惣檢校は座中の最高権力者であり、かつては原則として終身制であったが、近世前期から惣檢校の隠居による交代が目立ちはじめ、二老もその控え役的な存在となり、代わって三老が職十老総代として、座内の実権を握るようになった。

このほか行政には直接参加しないが、各流派の座上である門派頭（門徒頭）は各種の座の行事で重きをなした。職十老の執行機関である職屋敷には、座中から選ばれた惣年行事を置き、その下に数名の在京檢校が結解（会計）をつとめ、三、四名の晴眼の職事と手代の侍を雇って事務を行わしめた。また、職屋敷内の清聚庵には平曲の一方（妙観・師道・源照・戸島の各流派）から清聚年行事の檢校を選び、住持・小者各一名をおいて祭祀を管掌させた。このほか、京都には座員の

官途の名代を専門に務める検校がいて、「預り」と称した。

一方、江戸には江戸惣録役所が設けられた。將軍綱吉の取立によって、元禄五年（一六九二）から享保二年（一七三六）まで、三代にわたって惣検校が江戸に在府し、將軍任命の惣検校が当道座を統括したのである。

また、清聚庵は、一四世紀半ばに当道座を組織化した明石寛一以降の平曲座検校の位牌を安置し、積塔会の場となるなど、信仰上の拠点となつた寺庵である。

この職屋敷・清聚庵が幕府によって公認された経緯について考えてみたい。寛永一一年といえは、当道座座法の一つ「古式目」が制定された年である。近世当道座の座法としては、慶長期に家康に承認されたとされる式目（本文現存せず「古式目」のなかで引用）に次いで寛永一一年の「古式目」、そして元禄五年の「当道新式目」制定が主要な制法として挙げられる。そのうち「古式目」は、光孝天皇の皇子「雨夜の尊」を当道の祖とする由緒を強調し、その祭祀と、積塔と涼塔という「二季の塔」を、座の根本行事として強調する点に特徴がある。こうした座法上の祭祀重視と、実際の施設としての清聚庵拝領は連動していたと考えられる。同年に起こつた奥田検校の「不座」（座追放）と古式目との制定・清聚庵拝領という動きにも何らかの関連があつたのであろう。

近世当道の歴史においては、江戸の杉山検校が鍼療治の技能をもつて將軍綱吉に取り立てられて、元禄五年に惣検校に任じられたことが、一つの画期として語られてきた。つまり、この時点で従来の京都職屋敷を中心とした検校社会の序列が、江戸の権力者の意向によって変動し、一時的とはいえ、組織の頂点が江戸へと移つたのである。杉山検校には貞享二年（一六八五）に江戸道三河岸の屋敷が与えられ、元禄二年（一六八九）五月七日にはさらに元鷹匠町に移転・拡張された。そして、この取立は綱吉個人の縁故関係という問題ではなく、惣検校を幕府からの任命とし、座中統制を強化するという政策的意図を含むものでもあつた。それゆえ、京都の職検校と江戸の惣検校との職掌分離を図つて「新式目」を制定したのである。これに対して、当然京都の職屋敷側も抵抗し、職十老による裁判権の維持が図られた。

このような流れの中で評価されてきた検校屋敷の拝領だが、既に見てきたように、杉山検校の江戸屋敷に対するものが初例ではない。京都では寛文一〇年に認められていた先例に則つたものだったのである。そして、元禄五年に京都の職屋敷での町役が免除されたことは、江戸惣録屋敷への厚遇に伴う配慮であつたと考えられる。

寛永の「古式目」制定と連動して清聚庵の拝領があり、寛文期の久我家の本所権再確定と同時期に職屋敷の設定が行われた。その上で江戸での惣録

役所設置を受けて、町役の免除が行われた。このように施設の設定は、当道座の地位確立と並行して行われてきたといえる。

ところで図2では、職屋敷の東北角に「鎮守社」が描かれている。この屋敷神の性格についてふれておく。元禄五年に杉山和一檢校によって制定された「新式 当道座中式目」では、「年中之行事」として「一、賀茂大明神を当道座中の鎮守として古中今共に無懈怠月詣す」と記す。賀茂社と座頭については既に山田雄司氏が論じているが、こうした関係から考えて、職屋敷の「鎮守」が、「賀茂大明神」を祀っていた可能性は高い。²¹⁾

職屋敷に祀られた「神」は、賀茂明神だけではない。明和九年（一七七二）に、職檢校ノ崎城あんと他の檢校達との間に争論が起こった。対立の内容は金銭面から生活上の些事まで多岐にわたるが、その中で「十宮神之宮」一件も論点となっている。問題となっていたのは、八月二日に「十宮神之宮」前で八重川檢校が琴を奉納したとき、「聞役」当番の若村檢校が、職屋敷へ立ち入ることが出来なかったため「聞番」を勤められず、奉納に支障が出たという出来事であった。この記事から、「十宮神之宮」前で、職十老が順に一人宛「聞番」を勤めて「平家・琴・三味線之内、毎月一度宛奉納」を行ったことがわかる。²²⁾さらに、この争論に関わった結解役の黒川檢校が、本所久我家の内意を承った際に、その内容を漏らさぬ旨起請文を認め、「座中之守護神十宮神之蒙御罰可申候」と記した。²³⁾元禄五年に杉山和一檢校によって制定された「新式 当道座中式目」において²⁴⁾も、「年中之行事」として「一、十宮神掛巻の時職事火を改め身を清め謹て可相勤（略）」「十宮神崇め敬ひ可信、仮にも不可軽、十宮神は本来山王二十一神の中十社を以当道皆座の為守護神と奉崇に依て十宮神敬曰す」とある。さらに、同じく「新式 当道座中式目」では、「職末期に及び未息終内に十宮神并代々の日記・往物等二老へ相渡し（略）」と定められ、十宮神像の掛軸は代々の職檢校に伝えられる象徴的な持ち物であった。²⁵⁾当道座の信仰については、雨夜尊（光孝天皇皇子人康親王の神号とされる）を祖とする積塔の伝承の他に、宿神としての賀茂社信仰や、蟬丸信仰、弁天信仰など、重層的な信仰が存在していた。²⁶⁾寛永期の座法確立に際して光孝天皇・雨夜尊に直結する「積塔」を最重要行事とした当道座ではあったが、職屋敷という空間で「座中守護神」たる「賀茂大明神」や守護神たる日吉社の「十宮神之宮」を守り続けていたことは興味深い。

2 職屋敷・清聚庵の運営形態

(1) 清聚庵の運営形態

清聚庵の呼称は明石寛一檢校死後の法名「清聚」に由来するという。歴代惣檢校の位牌所であり、「天皇方御位牌」「祖神 雨夜尊御位牌」「八

坂殿御木像・職役開山明石惣検校を始、座中ニ而功有者之木像²³⁾が安置され、座中最大の行事、二季の積塔も行われる座中の象徴的な場所であった。「古式目」によれば、「一、遠国より末の当道上下之刻道にてあいはてたる時は、めてたものとして清聚庵にて公物を以て其程々に心さし之事」「一、遠国より都上して長病たらは清聚庵の内病屋へつかハし肝病²⁴⁾すへし、其もの遠業せば其学問所より跡とふへき事」と、京へ上る当道が途中で倒れた場合には清聚庵病室で看病し、亡くなるとその学問所(官位取次権を持つ検校)が弔うとされる²⁵⁾。

この清聚庵の運営形態について、元文期の或る申し出が参考になる。岩永検校は、元文二年(一七三七)七月四日に清聚庵に自らの位牌を置こうとし、さらに絵像も掛け置くようお願いしたが、職十老は絵像は八坂・明石両検校だけに限られるものとして却下した。一般の検校には、位牌のみが許されるという。注目されるのは、香華料の扱いである。祠堂金を清聚庵住持に預けると、その銀は職事を介して清聚庵年行事が管理し、利足を五分宛清聚庵に差し出して「たいてん(退転)なき様」香華料に宛てるとしている。清聚庵が検校等の死後の供養の場として帰依を受けていたこと、また、供養を行う住持とそれを金銭面で管理する清聚庵年行事とが存在したこと、さらに祠堂銀の運用を行っていたことが伺える。また、祠堂金を納めた検校の祥月命日には、平家十二巻のうち一句宛を手向ける「巻通」が行われた²⁶⁾。

こうした清聚庵の運営をめぐって天保三年(一八三二)に起こった争論では、当道座における清聚庵の意義を含めて議論されており、清聚庵をとりまく状況が大きく変わったことを示している。

争論の経緯は以下のようなものである。天保二年まで、周仙という浄土宗の僧が清聚庵留守居として居住し、二季の塔や忌日の回向を勤めていた。彼は既に高齢であったが、退庵させて路頭に迷わせることもできず、職十老は周仙の弟子了嚴を入庵させて、師の介護と清聚庵の勤めを任せようとした。しかし、清聚庵には、天台・真言・禪・浄土四宗のうちから僧を召し抱え(浄土真宗・日蓮宗は忌避されたようである)、同じ宗派の僧を三代続けぬよう取り決めがあった。そのために嚴を真如堂覚円院の弟子にして天台宗に改宗させ薩戒と改名させるといふ煩雑な手続きが必要になった。にもかかわらず、薩戒は素行不良により清聚庵を追われ、座中では老衰の周仙に合力月百疋宛を支出することとなった。こうした経費の負担と住持の不在に対応する為、職十老は、清聚庵を「十老持」にする、つまり十老検校が管理・居住し、僧を臨時雇いとすることに決定した。それにより年々二八両にのぼる清聚庵の賄いが、一四〇五両節約出来るという。当道座財政の困窮のほどを読み取ることも出来るよう。

この時間問題となったのが、職屋敷と清聚庵との関係である。清聚庵は独立した宗教施設なのか、職屋敷の付属施設なのか。

職十老の側の主張は一貫していた。第一章で触れた「禁制」のうち、とくに天正一三年三月の豊臣秀吉禁制案の宛先が「惣検校中 清聚庵并職

事」とあることを根拠として、「右等を引競考仕候得ハ、清聚庵与申儀者、矢張職江付候物」と、清聚庵が職検校の支配下にあることを強調した。なお、奥村家文書に伝えられたこれらの禁制は一卷に軸装されており、その写本が久我家にも伝えられている。これらの成巻や書写は、この争論過程で作成された可能性が高い。その場合、案文である秀吉禁制の書写年代がどこまで遡れるのかが問題となるが、本稿では、この秀吉禁制が天保争論において職十老の主張に非常に合致した史料として、繰り返し言及されていることを指摘するに留めたい。

こうして職十老のうち二老の浅江検校が清聚庵に引越し、留守居となることが決められ、本所久我家も承認した。

これに対し、十老以外の平検校と結解役、合わせて十七名が連名が抗議した。平検校らは清聚庵の十老による私物化に反対し、往古の姿の如く「清僧地」でなければならぬという主張を展開した。その際、これまでの「清僧」の寺であった清聚庵が「肉食地」となることへの懸念を表明している。

ここで、本所久我家は清聚庵の来歴に関する解釈を示して問題の収拾を図った。つまり、そもそも「足利時代」に清聚庵は存在せず、明石覚一検校の死後も代々の職検校がそれぞれの屋敷で覚一の位牌を守っていたこと、清聚庵の存在は秀吉の時代には確認されるが、寛永二年に奥田検校が惣検校となった段階での清聚庵は、職検校の屋敷と兼用であったことを経緯として述べた。ここで、秀吉禁制が再び証拠として提示されている。このように伝来する史料に沿いながら、清聚庵が清僧地となったのは「寛永以来」の「中古」以来の慣例に過ぎないと断定した。やや強引な解釈を施しつつ、「往古」の清聚庵の姿を復元することで、寺庵は清僧地たるべしという平検校の論理に抗しているのである。平検校側が「往古」の「応安後天文比」に清僧地であったという確かな証拠を出せないのであれば、より古い形態「検校による清聚庵管理」を帰すべき「往古」として認定するという職十老の主張は、当時の復古的潮流を反映した論理構成である。

しかし、結解役・平検校らは、本所久我家が示したこの解釈に納得せず、二老が居住した清聚庵への年始の参拝・供え物・香奠を拒否した。また、例年二老に差し出していた樽納も拒絶した。彼らは、清聚庵が肉食妻帯する者の守る「肉食地」となることを批判し、「清僧」の住持を要求し続けた。例えば積塔会に参加する座頭は、事前より精進堅を行うことになっていたが、肉食地となった清聚庵では潔斎を保つことが出来ない。しかも、門が一つしか無く女性の出入り口を他に設けない構造は不都合であるので、積塔前の期間には二老の家人を他へ止宿させるべきであると迫った。

この争論を通して、平検校ら多くの座頭が積塔の場となる清聚庵を神聖視したことが浮かび上がってくる。

ところで、一七世紀成立と思われる「当道用覚書」³²などでは、「一方開山忌」・「八坂殿年忌」などの齋米は座頭のなかから選出される「清聚庵年行事」が差配することになっていた。清聚庵惣年行事とは、平曲の「一方」の座頭のうち「慥成人」が選出され、流派を越えて構成される職十老とは異なる立場で清聚庵の管理にあたる役職であった。元文期に清聚庵年行事が管理にあたっていたことは、先に見た通りである。しかし、天保期の清聚庵をめぐる議論の中に「清聚庵年行事」は登場しない。ここに、清聚庵の運営主体の変化が見てとれよう。当道座において、確かに清聚庵は宗派を越えて後世を弔い、始祖との結びつきを確認する聖なる場であった。しかしその運営を維持する経済的・組織的基盤は、天保期には危機に瀕していたのである。

争論は、天保四年（一八三三）に久我家が主導した裁定によって収束を迎え、清聚庵への十老居住を当時の二老浅江検校一代に限るという条件で決着を見た。なお、この争論に関わって、本所久我家側の家司や職屋敷の職事らとともに「取扱」にあたった者として「栗原」や「銀主共仲間」といった人々が登場する³³。こうした人物がどのように職屋敷に関わっていたのか、次節で検討したい。

(2) 職屋敷の成員

第一章でも述べたように、職屋敷は、職検校・十老以下結解役ら重職に就いた検校等を中心に運営されていた。このような組織像は、盲人の座頭を中心に構成される当道座の姿を十分に伝えるものである。しかし、本節では、座頭以外の成員にも目を向け、職屋敷において果たした役割について述べておきたい。先にも触れた職事や「栗原」らの存在である。

明治維新後の作成になるが、戸籍制度整備のため市中居住の帯刀人を調べる目的で、職屋敷の居住者や関係者を書き上げた記録がある³⁴。それによれば、明治二年（一八六九）段階での在京検校として、職惣検校鶴岡惣検校（職屋敷在住）・二老松野検校以下、前職を含む職十老八人が在京し、三人が未上京であった。さらに、「職十老配下の分」として二十四人の検校・勾当が在京し、上京・下京の町家に居住していた。このなかには結解役の二人も含まれる。

しかし、この調査結果で注目されるのは、「検校の倅」「検校跡」として「職屋敷江出勤」していた者の存在であろう。従来職屋敷勤めの役人としては職事の存在のみが知られていたが、かれら「譜代」の職事だけでなく、検校の子や孫も職屋敷の運営に関わっていたのである。

その内訳は、帯刀届開済の「検校倅」2名（表1）・職屋敷で座用を勤める「検校跡二而帯刀」し、「於為勤候者」7名（表2）・職屋敷

出勤・帯刀譜代の者4名〔表3〕・「檢校跡二而諸家様方御家来ニ被召抱候もの」3名〔表4〕となっている。うち職屋敷に勤務していたのが〔表2〕と〔表3〕である。

当道座内で昇進を続け、檢校位に就いた座頭本人の特権については言うまでもないが、その身分的位置は子孫にも受け継がれ、「父之余光を以」帯刀することが可能だった。

〔表2〕の檢校跡の職屋敷勤務者については「職十老ニ相進ミ候もの之倅并結解役与唱、官途・折物算用仕候役（略）役檢校之倅儀者、座中之儀ニ付候而者心得居候故、父死後者、銘々仕官之望有之候付、帯刀為仕度段、其節之職惣檢校今奉願御聞濟ニ相成候儀二而、其後諸家様方御召抱相成候もの茂御座候」との但し書きがある。「栗原宗右衛門外六人共」は、「諸家様方之内御家来」を志願しつつも、職場を得ることが出来ないのだという。こうした檢校子息の扱いについて、諸国において仕置役を務めた檢校の跡はその領主より扶持があり、倅も侍に取立されるが、京都ではそうした役職がないので、諸家様御家来になるまで職屋敷で補助役を勤めると説明されている。職屋敷からの給分が明記されていた職事と異なり、仕官先を見つけるまでの本来一時的な立場であったと思われるが、栗原父子の例に見られるように、生涯を通して仕官先を得ることが出来ず、数世代にわたって「檢校跡」として職屋敷に勤める例もあったようである。一方、仕官に至った者が〔表4〕である。京都の公家家中だけではなく、浅田兵庫のように父である前惣檢校の出身藩に仕官する者もいた。京都での仕官は、決して容易ではなかったようである。なお、〔表1〕の二人は、父の檢校がいずれも存命中であり、「倅」自身も若年で、屋敷での勤務は行っていないなかった可能性が高い。それでも帯刀を許されていたのである。

彼ら「檢校勾当之子孫・檢校勾当跡」の苗字帯刀は明治二年十月に廃止され、市中戸籍に編入し、町籍に移した上で改めて職屋敷に雇い入れられることになった。³⁵しかしその二年後に当道座は廃止される。

〔表3〕の「職屋敷出勤・帯刀譜代の者」が職事をさす。かれらは、新政府の諮問に対し、自らの地位を「青侍格」と説明していた。³⁶なお、生嶋・滋野は隣町仏光寺室町の持家に在住し、橋本は職屋敷長屋住である。他に、譜代職事の青柳清記・松本英之介は、病死後相続人無く、絶家となったという。

かれら職事や檢校の子弟達は、職屋敷における年中行事にも参加し、十老・結解・職事・預手代・侍といった主要成員に並んで「子息中」・「貸方中」として行事へも出席していた。³⁷〔表2〕の檢校子弟たちが、まさにこの「子息中」にあたるのである。

表1 帯刀届開済の「檢校倅」 (2名)

本人氏名	父檢校
関川生之丞	関川竹の一檢校〔万延元年五月在京 46歳 十老之内五老 東京西之久保下谷町産〕
長野恰	長野龜生の一檢校〔嘉永四年十一月在京 50歳 結解役 予州宇摩郡馬立村産〕

表2 職屋敷で座用を勤める「檢校跡二而帯刀」の者 (7名)

本人氏名	檢校との関係
栗原宗右衛門	故職栗原きそ一前惣檢校孫〔文化六年願済 71歳〕
栗原英太郎	宗右衛門倅〔元治元年願済 21歳〕
松浦弥四郎	故松浦檢校経瑞一孫〔安政三年願済 55歳〕
須川英橘	故須川檢校倅〔文久元年願済 31歳〕
小野村浪江	故職小野村高重一前惣檢校倅〔慶応元年願済 54歳〕
成川十三郎	故成川師一檢校倅〔慶応三年願済 32歳〕
辻本元長	故辻本吉の一檢校倅〔文久元年願済 43歳〕

表3 職屋敷出勤・帯刀譜代の者 (4名)

本人氏名	職掌
生嶋藤馬	〔譜代〕檢校座中職事〔文政五年一二月出勤 62歳〕
生嶋左源太	〔譜代〕同断倅〔弘化三年一二月出勤 38歳〕
滋野数馬	〔譜代〕同断〔万延元年七月出勤 20歳〕
橋本忠造	〔譜代〕役人〔万延元年六月出勤 43歳〕

表4 檢校跡二而諸家様方御家来二被召抱候もの (3名)

本人氏名	仕官先・檢校との関係
伴右近	九条様御家来 故伴檢校跡
浅田兵庫	久松隠岐守(彦岐カ?)殿御家来 故職浅田前惣檢校跡
芝原中務	閑院宮様御家来 故職芝原前惣檢校跡

職屋敷で子息中が職務にあたった背景として、職十老の高齡化という現象が挙げられよう。若年より官金支払いによって「七三刻」の官位を進み、檢校に就任した日付が早い順に上位の騰次に就くという座頭社会の慣習のため、高位の檢校の年齢は高くなる。明治二年に在京していた三老以上の檢校は、全員六十代である。また、盲人社会においては、晴眼の子息が文書作成や金銭面での実務を行うという慣行があり、例えば近世初期の大和の盲僧組織でも、子供らによる文書伝達は日常的に行われていた。⁽³⁸⁾ 帯刀身分という身分的扱いに加えて、これらの状況が職屋敷における「子息中」を集団として成立させる背景となったのだろう。職屋敷は、盲人集団とその家族による経営体であることに着目したい。

ところで、このような「子息中」と職屋敷との関わりについて、興味深い史料がある。

一、今般、清水左兵衛方家事向改革ニ付候而者、栗原宗右衛門・松浦弥四郎・伴右近代真造打寄、不外成同席之儀ニ御座候間、厚申談金千兩取之大差引企候事ニ談相整、右差引江御座中今三枚御加入被下候様、宗右衛門外式人今御願申上候処、右者当節柄之儀ニ付、御間濟二者難相成候得共、先代友輔二者天明度火災後御職屋鋪・清聚庵等御普請之節、為公物上衆式拾五人分之折物引当ニ而、多分之金子追々ニ御用達、且者御座中御ため方等之儀茂厚奉存、品々寄附茂仕候事故、一ト方不成、左兵衛方之儀与思召被下、格別之以御憐察御願申上候通、三枚御加入被下候段、被仰聞難有奉存候、右手形式拾五人分ニ而者官途配リニ茂拘リ候故、御普請御出来後追々御相談茂有之當時五人分ニ而之濟方ニ相成居候得共、右者代々相伝大切之品ニ付、当節元子引ニ懸リ居候分共、拾四通此度御座中江御預ケ申上候、則年月元金高左之通ニ御座候、

癸亥十二月申引、七貫三百三拾式匁式分三厘

享和三癸亥七月元

六貫目 享和四甲子年正月

金百兩代

(中略)

拾八貫目 同年(文化六年)十月

同三百兩代

右之通御預ケ申上置候、然ル上者、此度及改革候詮^(マツ)茂有之、一際相立往々右手形所持為仕候而茂子細無之様見留附候上者、楽天町・山王町・立売西町相揃所持為仕度旨、申出候ハ、其節御渡可被下、勿論算用ニ付入用之手形御座候得者、前書三人之内江何時ニ而茂御渡可被下与之儀茂被仰聞、委細承知仕候、為後証仍如件

慶応四戊辰年 五月十五日 同 松浦弥四郎 (印)

同 栗原宗右衛門 (印)

証人 伴右近 (印)

清水左兵衛 (印)

御十老惣代

御三老 吉澤殿

結解役 長野殿

同 奥村殿

史料は清水家の負債精算に関するもので、清水左衛門は証人として署名する栗原・松浦・伴と「同席」とされている。栗原・松浦は先の「表2」、伴は「表4」に名前が載る人物で、いずれも「検校跡」かつ職屋敷に勤務した者である。清水姓の名は「表2」には掲載されておらず、この慶応四年（一八六八）の一件をもって職屋敷出仕者としては断絶したようである。

史料によれば、清水家では先代友輔が天明火災後の職屋敷普請に尽力し、「上衆貳拾五人分之折物引当二而」と、座頭の上衆への配当を抵当とする条件で当道座の為に資金援助を行ったという。

先代とされる清水友輔については、のちに奥村検校に伝えられた琵琶奉納の功績も記録されている¹⁰⁾。それによれば、家康から植山検校に下賜されながら、後に検校の子孫が町人に売却し、その後の持主に次々「崇り」をなしたとされる名器「千鳥琵琶」があった。友輔はそれを市中で発見し、「我等儀ハ植山殿と同派」であり、「殊更父祖代々奉仕、徳川家紀伊殿江神君々被附候家老安藤帯刀直次義ハ我等従弟」ゆえ崇りにはあたらなはずと考えて、琵琶を買い戻したという。その後も、再び他の検校が私物化し、その子によって入質されたが、それでも同じ琵琶を買い直し、改めて「(職) 御屋敷宝蔵」へ奉納したと述べている。この清水友輔こそ、天明大火後の職屋敷・清聚庵復興に尽力し、什宝の寄付を行ったとして、「史料」に登場する「先代」であろう。

紀州藩家老の縁者を名乗り、波多野流の琵琶奏者でもあり、多くの資産も持って、座頭官金の管理にも関わっていたというこうした人物の存在もまた、近世後期当道座の運営を支えていたのである。

なお、清水家の来歴については、同じく奥村家に伝えられた「長浜殿所持之写」⁴¹も手がかりとなる。これは、写本ながら天正年間の記録年代をもち、古い段階での当道座の座法や積塔会の次第を記したものである。その巻頭には、「此一冊は祖父檢校玉井殿より借り寄せ、亡父休翁の筆にて写し置れし也、表紙に記せる年号月日（「享保廿一丙辰年三月朔日」）則其写し出来之節の事なり、元來長浜殿より出たるよし、玉井殿物語に聞れし由、余も亡父に承る所也、依而長浜殿所持之写と題せらる、今年玉井殿取立安永殿の弟子脇坂殿求に應じてこれを書写し畢、寛政九年丁巳六月 清水肅郎」と、享保二年（一七三六）に「祖父檢校」が玉井檢校の書を亡父休翁に写させ、さらに清水肅郷が寛政九年（一七九七）に筆写したと記す。「祖父檢校」とは、元文四年（一七三九）との檢校名書上では一五〇人の檢校のうち二二番目の座次にあった清水みゑ一であり、玉井檢校とは、同書上三六人目で宝暦期には十老の一人となった玉井都一であろう。「長浜殿」とは、元禄一五年（一七〇二）の時点で座頭一〇一人中三四人目にあつた長浜城志を指すと思われる。

つまり、清水みゑ一が当道座に入つて檢校となり、その子「休翁」が職屋敷に勤めたあとを清水肅郷（友輔と同一人物か）が嗣ぎ、幕末の清水左衛門に至つたと考えられる。前節で天保三、四年の清聚庵争論について触れたが、その際に職十老と平檢校双方の状況を把握して争論の仲裁を行ったのが、「栗原」や「清水真造」であつた。この清水真造は、「史料」で伴右近の代理を務めていた「真造」と同一人物だと考えられる。彼らは姻戚関係を結んでいたのかもしれない。

おわりに

以上、京都職屋敷の成立過程に関する基礎的事実と運営形態の把握を目的として、考察してきた。近世における職屋敷の姿が、断片的ながら幾分か明らかになつたかと思う。

本稿では、天明大火後の清水家による資金調達によつて職屋敷・清聚庵の再建は果たしたものの、抵当として設定した座頭配当の回収が困難となつたことや、天保四年の清聚庵一件で見られた当道座の経済的逼迫と、平檢校による職十老批判といった状況が浮き彫りになつた。こうし

た当道座の経済的疲弊は、従来指摘されてきた寛政期の座頭金取締以降の衰退が、集団内部の構造変化をもたらしていたことを示していると思われる。こうした当道座における官金徴収の推移については、稿を改めて論じることとなる。

また、本稿では、久我家文書に依りながら、本所久我家の側が果たした役割について論及することが出来なかった。いずれも今後の課題としたい。

注

- (1) 加藤康昭「日本盲人社会史研究」(未來社 一九七四年)
- (2) 中山太郎「日本盲人史」(正・続)(昭和書房 一九三四・一九三六年(バルトス社 一九八五年合本復刊))
- (3) 永井彰子「日韓盲僧の社会史」(葦書房 二〇〇二年)、中野幡能編「盲僧」(名著出版 一九九三年)
- (4) 中川みゆき「巡在座頭の活動をめぐる地域社会の一動向」(研究紀要(奈良県立同和問題関係史料センター))一 一九九四年、同「大和国最後の検校・隈田検校の生涯」(研究紀要(奈良県立同和問題関係史料センター))一 二〇〇五年、広瀬浩二郎「日本文化史と中世盲僧」(「芸能史研究」一二七号 一九九四年)、同「盲僧のイメージ」(「歴史評論」五五〇、一九九六年)
- (5) ジェラルド・グロマー「瞽女と瞽女唄の研究」(名古屋大学出版会 二〇〇七年)
- (6) 同書の典拠となった史料の多くは「当道大記録」など編纂資料の他、国会図書館所蔵の「盲人諸書類」である。
- (7) 國學院大學久我家文書編纂委員会「久我家文書」一〜五、別巻(統群書類従完成会 一九八二〜一九八七年)注1加藤前掲書では、久我家文書のうち検校の名簿など一部の史料が利用されている。
- (8) 京都市歴史資料館蔵奥村家文書(架蔵写真N九三)なお、渥美かをる・前田美穂子・生形貴重編著「当道座・平家琵琶資料」(大学堂書店 一九八四年)には、奥村家文書のうち主要史料の翻刻・影印が掲載されている。なお、同書は以下「当道座」と略す。
- (9) 「新修京都叢書」三卷(臨川書店 一九九四年)所収「京町鑑」二八〇頁、一九〇頁。
- (10) 兵藤裕己「当道の形成と再編」(「平家物語の歴史と芸能」(吉川弘文館 二〇〇〇年))
- (11) 京都市歴史資料館蔵奥村家文書一、久我家文書一八二六に同文書の写し有り。文書名は宇野日出生「禁制にみる当道座」(「京都市歴史資料館紀要一」一九八四年)にしたがった。
- (12) 京都府立総合資料館蔵中井家文書(館古二三)四四二一〜三、なお、惣検校職屋敷の拝領・町役免除については、「古久保家文書」(「史料京都の歴史」9中京区 一九八五年)にも記されている。
- (13) 奥村家文書三九「当道座」七七頁
- (14) 久我家文書一九六一 文化一四年二月「当道座職事返答書写」、上野暁子「近世初期における当道座の実態」(「東洋音楽研究」七二 二〇〇七年)
- (15) 注12前掲資料

- (16) 注1加藤前掲書二二三頁
- (17) 注1加藤前掲書一四八頁
- (18) 注1加藤前掲書一六四頁
- (19) 山田雄司「賀茂別雷神社と盲人」(『三重大史学』一、二〇〇一年)
- (20) 久我家文書一九四六「職惣檢校ノ崎城あん返答書写」
- (21) 久我家文書一九四九「結解者檢校黒河牧一起請文」
- (22) 奥村家文書三九「当道座」七五頁
- (23) 奥村家文書三九「当道座」八二頁
- (24) 名波弘彰「南都本『平家物語』経正竹生高詣と日吉社聖女宮の琵琶法師―叡山信仰圈における宇賀弁財天信仰をめぐって―」(『文藝言語研究・文藝編』一一、一九八六年)
- (25) 久我家文書一九七二「職十老伺書」
- (26) 注1加藤前掲書一八八頁
- (27) 久我家一九〇六「檢校岩永田鶴一口上書」
- (28) 久我家文書一九七三「十老惣代檢校浅本・菊山口上書」
- (29) 久我家一九七六―二「十老惣代口上書控」
- (30) 久我家文書一九七二「職十老伺書」、一九七七「平檢校・結解者各連署伺書写」
- (31) 久我家文書一九八四「久我通明達書控」
- (32) 奥村家文書二九「当道座」一一九頁
- (33) 久我家文書一九九〇「三老浅本徳の一口上書写」
- (34) 久我家文書二〇〇二「当道座職事生嶋藤馬口上書写」巳(明治)二六月廿七日、久我家文書二〇〇三「当道座職事生嶋藤馬口上書写」
- (35) 久我家文書二〇〇六「当道座職事滋野数馬口上書」
- (36) 久我家文書二〇〇六「当道座職事滋野数馬口上書」
- (37) 奥村家文書二七「年中月次之覚」、当道座二〇〇九頁
- (38) 拙稿「近世奈良の盲僧組織」青柳周一・高埜利彦・西田かほる編「近世初期奈良の盲僧について」青柳周一・高埜利彦・西田かほる編「近世の宗教と社会」宗教をめぐる地域(仮題)吉川弘文館、二〇〇八年五月刊行予定
- (39) 奥村家文書一〇「添書之事」
- (40) 奥村家文書二六「口上之覚」、当道座二六〇頁
- (41) 奥村家文書三二「長浜殿所持之写」、当道座一三五頁
- (42) 久我家文書一九〇〇「未年檢校座中次第」奥津甫一職檢校在任中であることから元文四年と推定される。
- (43) 久我家文書一八七一「元禄一五年檢校座中次第」
- (44) 久我家文書一九九〇「三老浅本徳の一口上書写」、久我家文書一九九三「清水真造書状」